

外形標準課税について

【外形標準課税の趣旨】

- 事業規模に応じて薄く広く公平に → 税負担の公平性の確保
- 受益に応じた負担を求める税に → 応益課税としての税の性格の明確化
- 安定的な行政サービスの提供のために → 地方分権を支える基幹税の安定化
- 努力した企業が報われる税制に → 経済の活性化、経済構造改革の促進

【制度の概要】

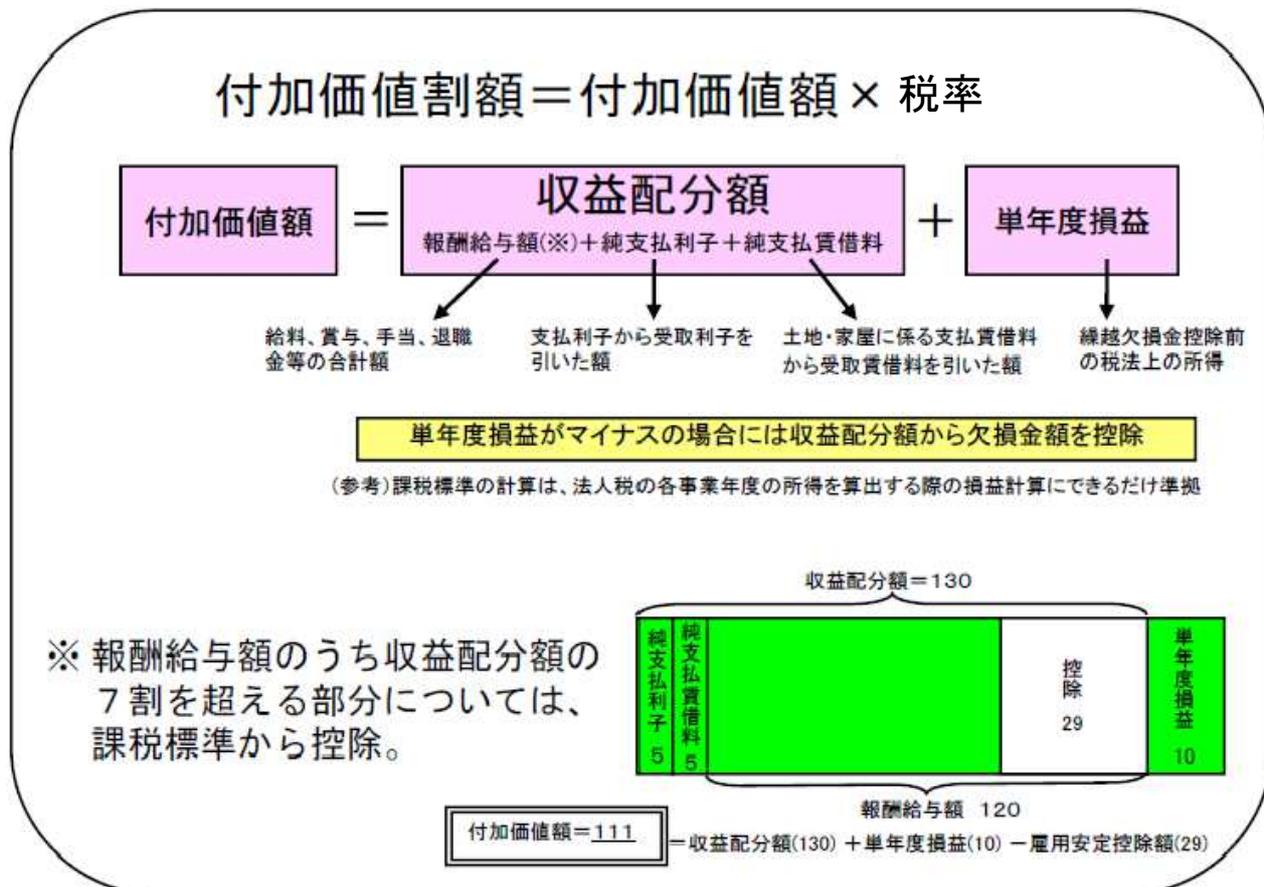
◆対象となるのは、各事業年度末の資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人（一般社団・財団法人等を除く）です。

※令和7年4月1日以後に開始する事業年度については、前事業年度に外形標準課税の対象法人であって、当該事業年度に資本金1億円以下で、かつ、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象となります。

※令和8年4月1日以後に開始する事業年度については、資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは、外形標準課税の対象となります。

◆税率については、法人事業税の税率表をご覧ください。

◆付加価値割の仕組み

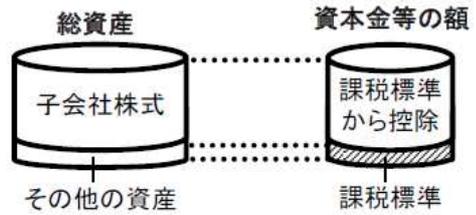


◆資本割の仕組み

$$\text{資本割額} = \text{資本金等の額} \times \text{税率}$$

$$\text{資本金等の額} = \begin{matrix} \text{法人税法に規定する資本金等の額} \\ \text{又は連結個別資本金等の額} \end{matrix}$$

※1 一定の持株会社については、総資産に占める子会社株式の割合を課税標準から控除。



※2 資本金等の額のうち1千億円を超える部分について割落とし。1兆円を超える部分は課税標準に算入しない。

